

総務委員会会議録

令和元年6月7日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 10:57

【 案 件 】

1. 所管事務の調査について

(1) 総務部

(2) 行政経営部

【 報告事項 】

1. 令和元年度飯塚市職員採用試験について(人事課)

2. 公用車の事故について(契約課)

3. 「次期飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定方針について(総合政策課)

4. 「第二次行財政改革後期実施計画」の策定について(総合政策課)

5. 飯塚市普通会計財政見直しについて

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

所管事務調査に係る資料については、事前に配付しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。

今回の「所管事務の調査」については、総務委員会の所管する各部・課の組織及び業務の概要について確認することを主旨とするものですので、質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定した上で調査要求をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、本調査の主旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。調査における質疑は部ごとに区切って行います。

はじめに、総務部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています8ページ、「会計年度任用職員について」、田中委員の質疑を許します。

○田中武委員

市民民主クラブの田中武春と申します。私、初めてこういう委員会でご質問をさせていただきますけれども、若干少し緊張しておりますが、市民のために、そしてはたらく職員のためを心がけながら発言をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

まず1つ目に、会計年度任用職員の部分についてであります。昨年のたぶん6月の定例会だったと思いますけれども、一般質問におきまして、我々同僚の議員から、会計年度任用職員に関する質問が出されたというふうに聞いております。その中で、各課に配置をされている嘱託職員、それから臨時職員の現状を把握するという答弁があったように聞いております。

現在、それからどういった進捗状況になっているのかを教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

○人事課長

現在各課に配属されております嘱託職員、臨時職員の職務内容につきましては、昨年10月に調査を行うとともに、今年度からの新規の任用状況も適宜確認しながら現状把握している状況でございます。

○田中武委員

状況を適宜把握しているということでございますけども、2つ目には、待遇に関する質問も昨年の定例会で出されたというふうに聞いております。嘱託職員や、臨時職員が会計年度任用職員に移行すると、当然、給与も含めた待遇の改善がなされるんだろうというふうに思っておりますけども、それについて少しご説明できるのであったらよろしくお願いたします。

○人事課長

現時点では、会計年度任用職員の制度構築に向けた内部協議の段階でございますので、詳細な答弁はできかねる状況でございます。基本的な考え方につきましては、総務省から示されておりますマニュアルや通知等を踏まえた制度を設計してまいりたいと考えております。

○田中武委員

総務省のマニュアル、通知を踏まえて対応するという事なんですけども、総務省からの指示等によりますと、たぶん給与面では年収がアップをするというふうに話を聞いております。

現在、嘱託職員、それから臨時職員の数辺りがもし把握されてましたら教えていただきたいと思っております。

○人事課長

現時点では、嘱託職員が203名、臨時職員352名の合計555名となっております。

○田中武委員

550名を超える非正規の職員がおられるということでもありますけども、この会計任用職員に来年4月から移行する予定になっておりますが、当然年収も上がる、待遇もよくなるというふうに聞いております。人件費が上がるということですから、市の人件費といいますか、そういった財政面での対応というか、予算措置というのは、しっかりなされているのかお聞きしたいと思っております。

○人事課長

現在、その点につきましても内部協議を行っており、財源面につきましても関係課と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○田中武委員

どうしても、財政課との協議がたぶん必要だろうと思っておりますけども、もう余り時間がございませんので、関係課、それから関係団体とも十分協議をしていただいて、調整方よろしくお願したいと思っております。

また、次に行きますけども、給与以外にも、休暇制度や福利厚生等の待遇面についても、たぶんよくなるだろうと思っておりますが、何か現時点で示せる部分があったらお願したいと思っております。

○人事課長

繰り返しの答弁になりますけれども、現時点では制度構築に向けた内部協議を行っておりますので、詳細な答弁はできかねますが、休暇制度や福利厚生等につきましても、常勤職員も含めた職種との兼ね合いも図りながら、総務省からのマニュアルや通知等踏まえた制度にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田中武委員

先ほど私も少し述べましたけども、今回の改正法によりますと、来年の4月1日から実際、具体的に動き出すということを考えれば、関連する条例等の整備が早急に必要だというふうに思っております。議会上程等もしていかなければならないと思っておりますので、今後のスケジュール等が明らかになる部分がありましたら教えていただきたいと思っております。

○人事課長

委員ご指摘のとおり、改正法の施行日は来年4月1日となっておりますので、あくまで現時点での予定ではございますが、それに向けたスケジュールとしまして、9月定例会において関連条例の議会上程、議決をいただければ、それ以降、各所属長を初め職員への周知、年末から

年始にかけて職員の募集を開始したいといった手順で考えております。

○田中武委員

ちょっと過密なスケジュールになってますね。特に対象であります嘱託、それから臨時職員につきましても、来年4月の仕事の関係とかいろいろありますから、なるべく出せる部分は早めに対象職員に周知徹底するといえますか、説明をして選択肢を広げるという、こういう言い方どうか分かりませんが、スムーズに移行できるような、ぜひ日程等も含めた対応をお願いしたいと思ってます。まとめになりますけども、先ほど言われましたように、来年の4月から制度が始まりますので、早め早めの制度の構築が必要だろうと思ってます。

現状、飯塚市、たぶん正規職員が七百何ぼですかね、と思いますが、考えたら4割以上が非正規と言われる職員が飯塚市ではたらいとおるといふこの現状を踏まえて、やはり、嘱託や臨時職員が活躍なくして、この飯塚市は成り立たないというふうに思ってますので、そういった処遇の、待遇の改善を充実した制度にご尽力いただけるよう、最後をお願いしまして、質疑に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、10ページ、音楽大学設立調査について、田中委員の質疑を許します。

○田中武委員

2つ目は、音楽大学の設立調査についてなんですけども、平成30年2月に一般社団法人音楽大学設立の会からの要望書を提出して議論が始まったというふうに聞いております。今現状では、そういった進捗状況はどうなっているのかを少し教えていただきたいというふうに思ってます。

○秘書課長

音楽大学の設立調査につきましては、これまで、本市において他の音楽大学の特色や定員数、学費や経営状況等について調査研究を行い、調査内容につきましては、福岡音楽大学設立の会と確認を行うなど、情報共有を行ってきております。

また、設立の会が策定する大学設置の基本構想につきましても、設立の会と市による会議をこれまで4回開催し、基本構想素案の内容に関する精査、確認及び協議を行ってきているところでございます。基本構想素案につきましては、本年3月中に取りまとめることを本年3月の予算特別委員会において答弁しておりましたが、素案に加えて、基本構想資料案に関しましても、設立の会が主体的に作成する中で、現在も継続して協議を行っている状況でございます。

今後につきましては、まずは設立の会が策定します基本構想取りまとめ、学校法人の選定及び設立資金の確保などの諸問題について、明確にしていきたいと考えております。

○田中武委員

ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。あともう1点、何か昨年11月に市として、コンクールの参加校を含めた教員、学生にアンケートを実施しているようなことがちょっと載っておりましたけども、そのアンケート内容について、また、こういったアンケートの結果だったのかを少し教えていただければ助かります。

○秘書課長

平成30年11月25日にイイズカコスモスコモンで開催されました第42回全九州高等学校音楽コンクールに出場している生徒及び学校の先生を対象にしまして、アンケートを実施しております。その結果につきましては、福岡県内に音楽大学が設立された場合についてということで、興味があるという学生が60%、受験したい、受験する可能性があるという回答した学生が14%あったということでございます。

○田中武委員

思ったより少ないね、とちょっと感じました。そういったアンケートの結果も含めて、この大学設立というのは、なかなか厳しいかなという私の感覚なんですけど、昨年の市議会の9月の

定例会で一般質問において、片峯市長は、本件については2019年度中には具体的に前に進むのか、それとも、先方との話し合いの上で難しいというふう結論を出すのかという判断をすべきだろうというふうに見解が述べてあります。この考え方については、現状では変わらないのかを教えてください。

○秘書課長

基本構想を取りまとめていく中で、教授陣や学生を継続的に集めることができるのかどうか、また、学校法人の選定及び設立資金の確保などといった諸問題に関して、設立の会と十分協議を行い、今年度中に市としての判断をしなくてはならないと考えております。

○田中武委員

そうですね。なかなか難しい問題だと思っております。片峯市長も教育委員会、私も実は県の教育委員会のほうにずっとおりましたんで、学生や子どもたちが学べる場をなるべく実現したいという思いは皆さん一緒だろうというふうに思っています。

また、飯塚市もそういうことで、学園都市といいますか、若い人の力を借りて、この飯塚市を少しでも活性化できればという思いもあります。ただ、この音楽大学というふうになりますと、ふつう、工業系の大学とかいうのは国家試験があつて、国家免許を取って仕事に反映していくという形で、音楽大学はそういったのが国家試験というのはたぶんないだろうと思えますけども、ただ音楽というのは幅広くて、とらえ方による評価だろうというふうに思っておりますので、なかなか学校みたいに点数で評価をするというのは難しいだろうと思えますし、福岡にも音楽大学が、けっこう有名な大学いっぱいあります。

特に飯塚市は、皆さんご承知のとおり、財政もそうそう裕福ではございませんし、この大学をもし前に進めたときに、将来、この飯塚市が本当に借金といいますか、財政難が来るという危惧も思っております。最後は、片峯市長の判断で前に進むのか、難しいという判断するのかを決めると思いますが、そうそうこの協議を何年も長引かせるというのもまたどうかなというふうに思っていますので、ぜひ市長、その辺は市長の判断で、右か左かを決めていただくように、ぜひここはよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

次に、15ページ、各種選挙及び国民審査の管理執行について、小幡委員の質疑を許します。

○小幡委員

新政飯塚の小幡でございます。この春、飯塚市議会議員選挙がありましたよね。もともと二元代表制で、全国統一地方選挙が行われたんですけどね。今回、本市の市議会議員選挙において、選挙管理委員会にちょっと2点ほどお聞きしたいんですけども、1点がポスターについて、もう1点が選挙後の礼状についてちょっとお尋ねいたします。

市議会議員選挙、皆さん、ここは経験して、当選して、この場にいるわけですが、ポスターの掲示について、どのような制限があるのか教えていただきたいんですが。

○選挙管理委員会事務局長

選挙に係るポスターにつきましては、選挙運動用のポスターと政治活動用のポスターがございまして、選挙運動用のポスターは立候補届け出の日から投票日まで、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示することができます。

一方、政治活動用のポスターにつきましては、政党や政治団体用と個人用がございまして、個人用の政治活動用ポスターは、その選挙の任期満了の日の6カ月前から掲示することが禁止されております。

また、政党や政治団体用のポスターにつきましては、常時掲示することができますが、候補者の氏名やその氏名が類推される事項が記載されているものは、立候補の届け出までに撤去をしなければならぬことになっております。

○小幡委員

今回、36名の立候補者が各地域を回られたと思うんですけども、今、お示しされた場所以外にかなりポスターが貼ってあると。気づかれた候補者もおったでしょうし、後援会、応援の方々もそういった問い合わせ、苦情が結構来たんですね。

今、ポスターの掲示場は、選管のほうで指定した場所、今回何カ所ありましたっけ。わかります。

○選挙管理委員会事務局長

354カ所でございます。

○小幡委員

354カ所ですね。それ以外は基本的には貼ってはいけないということによろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

公職選挙法第143条第4項の規定によりまして、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外は掲示することができません。

○小幡委員

ということですよ。ルールのもと、公職選挙法のもとできっちりと選挙をするのが当たり前なことなんですけども、名指しはしませんけども、政党、共産党さん、かなりいろんな場所に、個人宅の塀とか貼ってありましたよね、これは。それで当選されて、皆さんにいろんな質問をされるんですけども、この場に座る前のルールをしっかりと守って今後やってもらわないと、平等性、公平性に欠けるということが1点、仮に今お示しされた掲示板、掲示場以外にポスターが掲示してある場合を選管なりが確認できた場合、選挙管理委員会としてはどのような対応をされる、もしくはされるつもりなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会といたしましては、まず現場を確認し、違反の可能性が高いと判断した場合は、当該ポスターの掲示責任者に警告をいたします。その後、撤去されたかどうかを確認をいたしまして、再三の警告にもかかわらず撤去されない場合につきましては、公職選挙法第147条に基づきまして、文書にて撤去を命じることとなります。

○小幡委員

今の、ルール上そういうふうに行われるんでしょうけども、基本的に告示期間は1週間ですよ。その1週間の中で、文書で通達するまでには、ほぼ何日ほどかかると考えられていますか。

○選挙管理委員会事務局長

現場の確認はすぐできますので、再三の警告ということがございますので、やはり2、3日を要するというふうに考えております。

○小幡委員

警告しましたね。文書でも警告したと。その場合、従わない場合に何か罰則規定等はございますか。

○選挙管理委員会事務局長

撤去命令に従わない場合につきましては、2年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処せられる場合がございます。

○小幡委員

基本的に、2元代表制で、もちろん市長も我々も有権者の方から投票いただいてこの場に座っているわけなんですけども、公職選挙法上、ちゃんとルールを守って選挙をする人たちとそれを完全に無視してやられてる方が、今言いましたとおり、公平でも平等でもない。これはもう、どう言いますかね、その人の、候補者の人格というかモラルの世界なものですから、やっぱり法を守ると、条例を守るというのが我々の基本ですよ。政治倫理条例の中にもやはり、市民から、尊敬とは言わないけども、しっかりと市民に模範を示す立場の人間が、最初から公

職選挙法、条例等を無視して当選して、この場で市民の代表ぶって言うのはおかしいと思いますので、今後、通常で行けば今から4年後でしょうけども、しっかりと選管のほうで今後の、夏には参議院選もございますんでね、しっかりと監視、監督のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、続けていきますが、選挙が終わりましたというところで、選挙後の礼状、指示していただいた方、有権者に礼状をどんどん出されてる議員さんがおられます。それについてちょっとお尋ねしますが、選挙の終わった後に、有権者に礼状を出してよいのかどうか、当たり前のことですが、とりあえずお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長

選挙期日後に支援などに対するお礼状の頒布や掲示につきましては、自筆の信書及び祝辞や見舞い等のお礼のための信書を除き、禁止をされております。

選挙が終わった後に、支援者の方等にお礼のあいさつをすることにつきましては、選挙運動に限らず、社会通念上当然のように受け取られがちでございますが、そのために多くの費用を要したり、買収等の弊害につながりかねないことから、公職選挙法第178条によりまして、選挙後のあいさつ行為が制限されているものでございます。

○小幡委員

もちろん、これも公職選挙法違反ですよ。それを確認できる、もしくは現実にそういう事実が判明した場合に罰則規定はありますか。

○選挙管理委員会事務局長

選挙後のあいさつ行為の制限に、これに違反した場合につきましては、30万円以下の罰金に処せられる場合がございます。ポスターと同様に、選挙管理委員会におきましては、違反の可能性が高い事案につきましては警告をいたしますが、選挙違反の取り締まり機関につきましては警察となりますので、この捜査には当然協力をしてまいります。

○小幡委員

そうですね。基本的にやってはいけないことをやってる人がいるということです。これもポスターと一緒に、礼状を出す議員さんと出さない議員さん、出さない人から言わせてもらえば、何でお前出さないのかと尋ねられるんですね。こういうことで出せないんですよと言っても、やはり有権者の方は公職選挙法のそういう細かいところまで御存じないんで、今回28人当選してますよね。その数名がやはりそういう行動をとられますと、残った礼状等を出さない議員さんまでもがね、逆の発想で、お前たちはお礼もせんのかというように思われるということで、その数名の公職選挙法違反でお礼状を出している方が現実おられます。そういったポスターの掲示場外での掲示、もしくはお礼状の発送等の違反等は、このまま選挙が終わったからいいじゃないかというものじゃなくてね、今後とも選管としては取り調べもしくは取り締まるのが一つの仕事ではないでしょうけども、なくすための、今後の対応策といいますか、何か考えがありましたら、お示しいただきたいんですけど。

○選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法の適正な運用が図られるべきと考えております。私ども選挙管理委員会では、選挙が行われる前には立候補予定者説明会などを通じまして、ポスターやお礼状の禁止を含む選挙運動全般に関しまして、あらかじめ説明や資料の配布を行いまして、周知をいたしております。今後とも、選挙の公正を確保するため、引き続き選挙制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいります。

○小幡委員

基本的に、ここ総務委員会ですけども、このメンバーはそういったことをやってないと思っております。総務委員会には我々の代表であります議長もおられますのでね、こういったポスターとか礼状なんかは、議会人として、議会の中でしっかりと政治倫理条例にのっとって飯

塚市民に模範を示し、みずからが責任と責務をしっかりと全うするような、信頼される議会をつくり上げていきたいと思っておりますので、選管のほうにも協力をしていただきたいと思います。一つの提案なんですけども、まだ、4月21日でしたから、1カ月半ですかね、選挙が終わってね、しか経過しておりませんので、いまだ先ほど言った令状を出されてる方がおられますんで、早速、こういったタブレット等もありますから、選管のほうから、そういった礼状は公職選挙法何条に違反ですので、そういうのはおやめくださいというような通達は出せますか。

○選挙管理委員会事務局長

そのような通知はいたしておりません。

○小幡委員

現状はしてないというのはわかってるんですよ。まだ一月半しか経ってないんで、今から、お盆も近づきますしね、それに兼ね合いというか、兼ねて、そういう礼状をまた出すであろうという推測のもと、そういうことをやめてくださいということの通達が選管から28人の市議会議員に対して出せるかということを知りたいんです。

○選挙管理委員会事務局長

そのあたり、議員の皆様方に注意をしていただきたいことをまとめまして、皆さんに通知をすることはできます。

○小幡委員

そこは遠慮いらないと思うんですよ。選挙管理委員会ですよ、独立機関ですから。しっかりと選挙に関することは、議員に従ってもらわなくちゃいけないんだから、しっかりと選管として、違反は違反ですのでそういうことはやめましょうということは、言っていると思いますし、先ほど言いましたとおり、委員会に議長おられますので、議長にも申し上げますよ、もちろん。議長が議長の立場から、やはり議員にそういうのは慎みましょうということを、口頭なり文書なり、何かの機会なり言うのは全然構いませんので、もうやめようという方向に持っていかうという提案をしてるんですね。ですから、選管として、文書等もしくはタブレットで出すぐらいは、上位解脱ではないんですけど、しっかりと議員に遠慮なく出せると思いますので、ここで答えはいいませんが、検討なされて、公職選挙法違反ですから、このまま放置していきますと、先ほど言った罰則にもかかわりますしね。開かれた議会の中で、我々みずからが法を守らないというようなことであってはならないと思いますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、総務部についての質疑を終結いたします。

次に、行政経営部ですが、質疑通告はありませんでした。行政経営部について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、行政経営部についての質疑を終結いたします。以上で、全ての質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出が

あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和元年度飯塚市職員採用試験」について、報告を求めます。

○人事課長

「令和元年度飯塚市職員採用試験」について、ご説明いたします。

本年度の職員採用試験につきましては、7月28日に近畿大学産業理工学部において第1次試験を実施することといたしております。また、5月24日に公告を行い、5月30日から6月27日まで採用試験の申し込みの受け付けを行っておりますので、その概要につきましてご報告いたします。

本年度の職員採用予定人数につきましては、退職が見込まれる職員数などから、職種毎に必要な採用予定者数を決定したものでございます。

それでは、お配りしております資料をご覧くださいと思います。試験区分及び採用予定数につきまして、行政事務でございますが、上から上級18名程度、県外居住者を対象とした「UIJターン」を3名程度、県内居住者を対象とした「県内在住者」を9名程度とし、行政事務全体で30名の募集を行っております。

次に土木でございますが、上から上級を2名程度、民間企業等職務経験者を1名程度とし、土木全体で3名の募集を行っております。

次に、建築は上級、化学は上級、保健師は中級、管理栄養士は中級を、いずれも1名ずつの募集を行っております。

最後に、今後の予定でございますが、8月上旬に第1次試験の合格発表を行った後、8月24日、25日に第2次試験を実施し、最終の第3次試験を9月21日、22日に実施した後、最終合格者の発表を10月上旬に予定しているところであります。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承ください。

次に、「公用車の事故」について、報告を求めます。

○契約課長

平成30年度に発生をいたしました「公用車の交通事故」について、ご報告いたします。

まず、資料上段の「1. 公用車の交通事故発生状況」でございますけれども、過去3年間における発生件数は、平成28年度30件、29年度36件、30年度39件の事故が発生しており、30年度は前年度よりも3件増加している状況でございます。

事故の主な内容でございますけれども、平成30年度につきましては、自損事故が21件と、前年度より4件減少しているものの最も多くなっている状況でございます。

次に、運転中ではなく車両点検時に損傷が発見されるといったような原因不明の事故につきましては6件で、2件減少しております。対物事故は6件で2件の増加、対人事故は2件で2件の増加、また昨年7月の大雨によります水害等自然災害での損傷というのが6件で6件増加しております。また、相手方からの事故は5件で前年度より4件増加しております。

全体の事故件数といたしましては、前年度より3件増加しておりますけれども、昨年度の風水害による車両の損傷、また、相手方からの事故など運転者に過失のない事故を除きますと、運転者に過失がある事故としては、大きく減少している状況ではございます。

次に、資料下段の「2. 公用車の安全運転に関する主な取組状況」でございますが、事故の発生原因の大部分が、運転者の安全確認不足や単純な運転操作ミスにより引き起こされたもの

であり、運転者が安全運転を意識し、また、同乗者が同様な心構えで運転者の補助を行っていただければ防ぐことができたと推測される事故が多数ございました。このようなことから、事故を起こした職員に対して適正検査、路上運転行動診断、カウンセリング等を行ったほか、新規採用職員研修や、特殊車両を運転する作業員向け研修、また、各課に配置しております安全運転推進員への研修、安全運転推進員による職場内研修などを実施をいたしております。

また、日常の職員への周知におきましては、事故発生時には、職員ポータルサイト掲示板への事故速報の掲示のほか、定期実施されております交通安全県民運動週間には、庁内放送や各課通知による安全運転の啓発を行い、職場全体での安全運転の取り組みを行うよう強く指導をいたしております。

今後も公用車の運転のみならず、私用車の運転も含めまして、公務員としての自覚を持ち、交通法規を遵守し、安全運転を心がけるよう、さらに指導を行ってまいります。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「次期飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針」について、報告を求めます。

○総合政策課長

次期飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定について報告します。

飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年から本年度までの5年間を対象期間として策定し、施策の実施に努めているところでございます。

現戦略は平成27年策定の国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、各地方公共団体が客観的な分析に基づいて課題を把握し、地域の実情に沿った「処方箋」を示すべく策定いたしましたものでございます。

本年度は現戦略の最終年度でありますことから、現戦略の進捗状況を検証するとともに、政策課題の洗い出し等を進めることとあわせ、新たに来年度からの5年間を計画期間とする次期飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組むことといたしました。

次期戦略の策定につきましては、資料として提出しております策定方針により取り組んでまいります。

それでは資料の策定方針について説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。策定方針の「1 策定の背景と目的」では、国における地方創生をめぐる現状とあわせ、本市における人口減少の状況を踏まえ、総合計画における都市目標像の実現に資するべく、次期戦略を策定すること、また、次期戦略は今後の重要な施策となる移住・定住施策の体系化とその推進のための計画を兼ねるものすることといたしております。

次に、「2 計画の概要」では、位置づけは、本市のまちづくり全般に関する最上位計画であります「第2次飯塚市総合計画」のもと、各個別計画との整合性を図りつつ、戦略的に取り組むべき少子高齢化、人口減少への対応及び地方創生に関する施策について定め、移住・定住施策を推進するための計画を兼ねるものとして、計画期間につきましては、2020年度からの5年間とすること、現戦略の施策・事業の進捗状況等を検証し、課題を整理するとともに、課題解決に向けた基本目標を設定し、その実現に向けた基本施策とそれに付随する数値目標を設定することといたしております。

「3 飯塚市人口ビジョンの見直し」では、平成27年度に策定したビジョンを最直近のデータであります平成27年国勢調査により時点修正を行うことといたしております。

「4 策定体制」につきましては、次期戦略の策定に当たっては、市民等から意見を聴取し、現戦略の評価を行うとともに、引き続き、まち・ひと・しごと創生を推進していくため、市民を初め、関係団体等の参加のもと地方創生に向けた意見を反映させながら策定することとし、次のページになりますが、(1)から(5)に示しております体制や手法をもって取り組むことといたしております。

最後に、「5 策定スケジュール」につきましては、次期戦略は、主なスケジュールを囲み書きで示しておりますけれども、本年度1年間で策定することといたしております。

以上、簡単でございますが、「次期飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定」についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次行財政改革後期実施計画の策定」についての報告を求めます。

○総合政策課長

「第2次行財政改革後期実施計画の策定」について報告をいたします。

平成26年度からの10年間を期間として取り組んでおります、飯塚市第二次行財政改革大綱に基づいて、その具体的な取り組み事項を定める、本年度からの5年間を計画期間とした後期実施計画を策定して、4月より取り組みを始めておりますので、その概要について説明をいたします。

この後期実施計画につきましては、職員や課単位での提案や事務事業評価による事務改善策などをもとに、ヒアリング、所管部署との協議・調整を行い作成をいたしております。

資料1をご覧ください。本資料は別に提出をいたしております第2次行財政改革後期実施計画の概要であります。

「1 策定の趣旨」では、大綱に掲げる目標達成のために、4つの基本方針を推進項目として取り組むことといたしております。

「2 実施期間」は、後期計画の実施期間を本年度からの5年間とすることといたしております。

「3 目標」につきましては、大綱に示される目標と同様に、①2023年度時点で財政調整基金の積立残高を標準財政規模の約20%にあたる64億円以上とすること。②地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は60億円以内で推移させること。③2023年度時点で単年度収支を黒字化することの3点を目標といたしております。

「4 推進体制と進行管理」につきましては、庁議において、全庁的に推進するとともに進行管理を行い、実施状況につきましては広く公表することといたしております。

次のページをお願いいたします。「5 後期実施計画」は表に概要を示しておりますとおり、4つの推進項目を大分類として、それぞれに2つから5つの中分類を設け、さらに中分類のもとに、合わせて54の実施項目を設定し、後期実施計画といたしております。中項目における目標並びに実施項目の内容につきましては、別に提出しております実施計画書に示しておりますので説明は省略させていただきます。

表の右側に効果額を集計いたしております。大綱にも示しておりますように財政的な削減効果ばかりを目指すものではなく、行財政の仕組みを含めた改革実施計画でありますので、財政効果があらわれないもの、その算出が難しいもの、また、財政効果を目指すものの現時点ではその算出が困難なものにつきましては、効果額をゼロといたしております。

なお、大綱に従い実施計画を具体的かつ計画的に進めるため、前期計画と同様に各中分類の

年度ごとの評価、進捗状況、効果目標額を示し、P D C A サイクルに基づいた進行管理を行ってまいります。

以上、簡単でございますが、第2次行財政改革後期実施計画についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、実施計画中の個別の実施項目に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ください。

次に、「飯塚市普通会計財政見通し」について、報告を求めます。

○財政課長

平成29年度に公表しました財政見通しについて、平成30年度に行財政改革後期実施計画の策定のための基礎資料として改正しましたので、その報告をさせていただきます。

資料をお願いいたします。1ページに記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成しております。

基準年度は、平成30年度決算見込額に作成時点で判明している増減要素、特殊要素を加味して設定しております。また、交流センター整備事業、体育施設建設事業、浸水対策事業、文化会館整備事業、浸水対策事業、筑豊ハイツ施設整備事業などの大型事業は、特別事業分として推計し、それ以外のモノを通常分として分けて推計しています。

2ページをお願いいたします。財政見通し推計条件について、ご説明いたします。

まず、歳入ですが市税につきましては、2020年度までは好調な景気が続くものとして基準額と同額で推移し、それ以降は基準額に人口の平均伸び率を勘案した人口推移をふまえて推計いたしております。

地方交付税の普通交付税は、市税増減見込による影響額、国勢調査人口推移による影響額、生活保護費等の扶助費の増減による影響額、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計等への繰出金の増減による影響額、地方債の償還見込額に対する影響額、合併団体への特例措置である合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加減し、また、普通交付税の振替分である地方債の臨時財政対策債は基準額同額で推移するものとして推計いたしました。

その他の欄の国庫・県支出金につきましては、扶助費分は基準額に歳出の伸び率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績をふまえて推計いたしております。また、特別事業分は、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定しています。

地方債は、特別事業分は、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定し、それ以外については過去の実績を踏まえて推計し同額で推移するものとして推計いたしております。

その他の欄に含まれるふるさと応援寄附金は2019年度当初予算同額で推移するものとして推計いたしております。

次に歳出ですが、義務的経費の人件費は、職員に関する人件費につきましては、平成29年度公表分と同様に普通会計職員数772人を基準として、退職者と同数の補充が翌年度にあるものとして推計いたしております。

扶助費は、基準額に平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計いたしております。

公債費は、平成29年度までの地方債借入分の償還額に、平成30年度以降の地方債借入見込分の償還見込額を加算し、推計いたしております。

その他の欄の補助費等は、算定の基礎が普通交付税での算定額としているものは、その算定に合わせた推計を行い、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものは、その増減額を反映した推計をいたしております。なお、平成31年4月1日新設のふくおか県央環境広域施設組合分につきましては、2019年度当初予算の額を基準額として、公債の増減額

を反映し、推計いたしております。

次に、繰出金は、特別会計に係る公債費の増減額、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計については、給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしております。また、施設の移転を実施いたします地方卸売市場特別会計につきましては、繰出金の算定基準である繰出基準に基づき、移転に係る公債費の元利償還金の2分の1を繰出するものとして推計いたしております。

その他に含まれる物件費は、ふるさと応援寄附金にかかる経費を歳入の額に応じて推計し、環境施設の管理運営経費につきましては、直営から一部事務組合に移行することにあわせ、物件費から補助費等に組み替えをして推計いたしております。

投資的経費の欄の普通建設事業は、通常分は平成27年度から平成29年度決算額の平均額程度で推移するものとしております。また、特別事業分につきましては、総合計画実施計画の採択状況等に基づいて設定いたしております。平成29年度公表分では通常分に区分してございました企業会計への出資金、電算システムリプレイス及びパソコン更新にかかる経費は特別事業に組替しまして、その他の施設整備事業等の項目に計上しております。

また、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入におけるふるさと応援寄附金を除く一般寄附金及び改正後の制度が不明確な消費税税率改正の影響は、平成29年度公表分と同様に推計条件から除外をしております。

3ページをお願いします。ただ今ご説明いたしました推計条件に基づきまして、2019年度決算見込から2028年度までの10年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けまして、区分ごとに推計値を記載いたしております。

通常分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたAの欄から、先ほど報告のあった行革等効果見込額を算入したBの欄では、2020年度までは黒字となる見込みで、2021年度以降は財源不足が生じると推計しております。

特別事業分につきましては、歳出は各事業費及びその財源として借り入れした地方債の公債費を、歳入は特定財源である国庫・県支出金、地方債及び公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。その結果、この特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引きましたCの欄では、毎年度財源が不足しますが、2020年度及び2021年度が17億円ほどの財源不足、電算システムリプレイス、パソコン更新の実施予定年度であります2025年度が14億円の財源不足となり、それ以外の年度は6億5000万円程度の財源不足が発生すると推計しております。

4ページをお願いいたします。③全体分として、通常分と特別事業分の歳入合計から歳出合計を差し引いた額のB+Cの欄に記載のとおり、毎年度、財源不足が生じるものと推計いたしております。

その財源不足を補うために、財源調整の欄に記載の財政調整基金と減債基金を取り崩すこととなり、その結果、財政調整基金・減債基金年度末残高の欄に記載のとおり、平成30年度末残高見込額162億5千万円が、2019年度から2028年度までの10年間で93億2千万円を取り崩し、69億3千万円まで減少するものと推計いたしております。

平成29年度に公表した財政見通しの最終年度である2027年度で財政調整基金・減債基金年度末残高の比較をしますと、今回が76億8千万円、平成29年度公表分が19億1千万円で57億7千万円の改善のように見えますが、この主な要因は、ふるさと応援寄附金を16億8千万円と設定し、単年度で約4億円、9年間分で約36億円の実収入の増、市税が9年間分で29.9億円の増、それに伴い普通交付税が9年間分で17.2億円の減、特別事業分の収支が計上事業費の精査等により、9年間分で11.2億円の改善を見込んだことによるものでございます。

その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、2021年度の785億4千

万円をピークに減少するものと推計いたしております。

参考1は、普通交付税、地方債、公債費の通常分と特別事業分を合計した全体額の推計を記載いたしております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。